

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第3条の40

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画	(基準省令第3条の40第2項第1号)	
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した具体的なサービスの内容等の記録	(基準省令第3条の40第2項第2号) 2 第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第3条の18第2項) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	保存期間の完結日（始期）は、サービス提供を行った月の翌々々月の1日
主治の医師による指示の文書	(基準省令第3条の40第2項第3号) 3 第3条の23第2項に規定する主治の医師による指示の文書 (第3条の23第2項) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。	
訪問看護報告書	(基準省令第3条の40第2項第4号) 4 第3条の24第11項に規定する訪問看護報告書 (第3条の24第11項) 11 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。	
市町村への通知に係る記録	(基準省令第3条の40第2項第5号) 5 第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (第3条の26) 第3条の26 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々月の1日
苦情の内容等の記録	(基準省令第3条の40第2項第6号) 6 第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第3条の36) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	
事故に関する記録	(基準省令第3条の40第2項第7号) 7 第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第3条の38) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	記録の作成日の属する月の翌月の1日

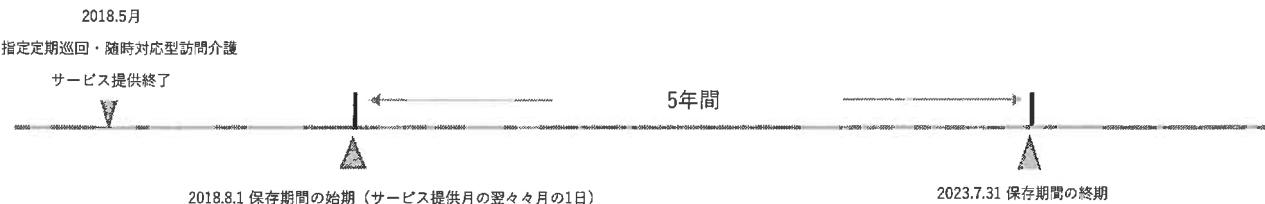
留意事項

・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する記録の保存の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

（例 1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画



（例 2）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した具体的なサービスの内容等の記録



（例 3）苦情の内容等の記録



「夜間対応型訪問介護」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第17条

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
夜間対応型訪問介護計画	（基準省令第17条第2項第1号）	
指定夜間対応型訪問介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録	<p>（基準省令第17条第2項第2号） 2 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>（第3条の18第2項）※準用 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定夜間対応型訪問介護事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定夜間対応型訪問介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	保存期間の完結日（始期）は、サービス提供を行った月の翌々々月の1日
市町村への通知に係る記録	<p>（基準省令第17条第2項第3号） 3 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>（第3条の26）※準用 第3条の26 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定夜間対応型訪問介護事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定夜間対応型訪問介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正當な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定夜間対応型訪問介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々月の1日
苦情の内容等の記録	<p>（基準省令第17条第2項第4号） 4 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>（第3条の36第2項）※準用 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定夜間対応型訪問介護事業者）は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	記録の作成日の属する月の翌月の1日
事故に関する記録	<p>（基準省令第17条第2項第5号） 5 次条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（第3条の38第2項）※準用 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定夜間対応型訪問介護事業者）は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	

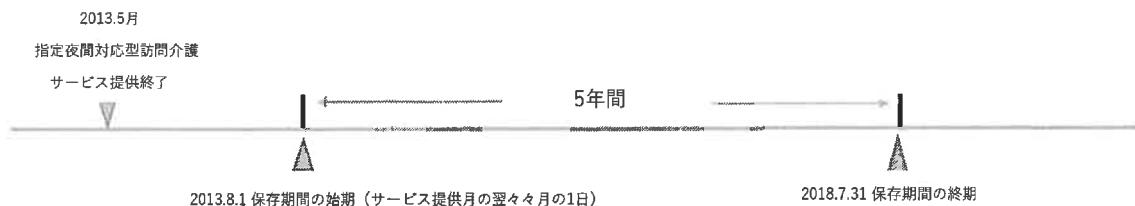
留意事項

・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する記録の保存の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

(例 1) 夜間対応型訪問介護計画



(例 2) 指定夜間対応型訪問介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録



(例 3) 苦情の内容等の記録



「地域密着型通所介護」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第36条

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
地域密着型通所介護計画	(基準省令第36条第2項第1号)	
指定地域密着型通所介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録	(基準省令第36条第2項第2号) 2 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第3条の18第2項) ※準用 2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型通所介護事業者）は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（指定地域密着型通所介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	保存期間の完結日（始期）は、サービス提供を行った月の翌々月の1日
市町村への通知に係る記録	(基準省令第36条第2項第3号) 3 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (第3条の26) ※準用 第3条の26 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型通所介護事業者）は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（指定地域密着型通所介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正當な理由なしに指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（指定地域密着型通所介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々月の1日
苦情の内容等の記録	(基準省令第36条第2項第4号) 4 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第3条の36第2項) ※準用 2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型通所介護事業者）は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	
事故に関する記録	(基準省令第36条第2項第5号) 5 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第35条) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	記録の作成日の属する月の翌月の1日
運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	(基準省令第36条第2項第6号) 6 第34条第2項に規定する運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録 (第34条) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	

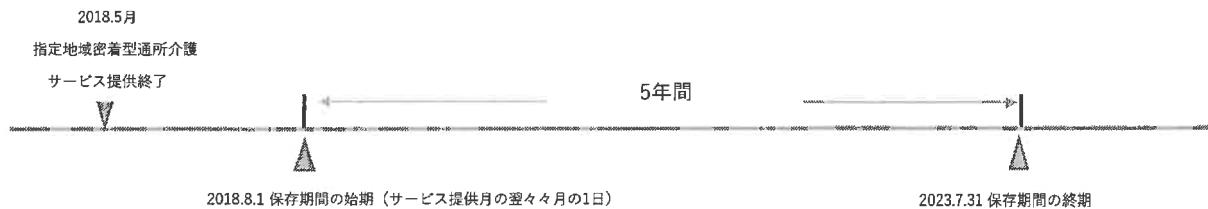
留意事項

・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

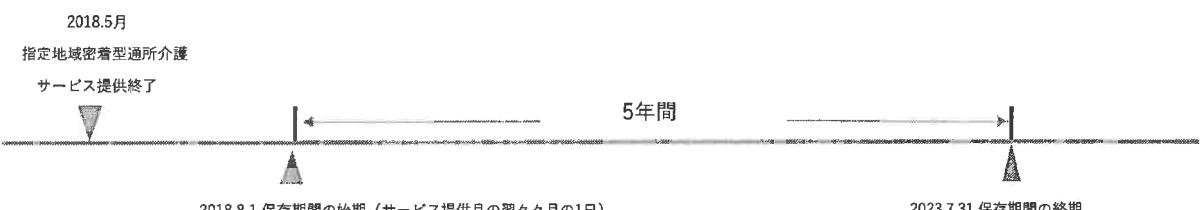
・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する記録の保存の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

（例1）地域密着型通所介護計画



（例2）指定地域密着型通所介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録



（例3）苦情の内容等の記録



「共生型地域密着型通所介護」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第36条 準用

2 指定地域密着型通所介護事業者（共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者）は、利用者に対する指定地域密着型通所介護（共生型地域密着型通所介護）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
（共生型）地域密着型通所介護計画	（基準省令第36条第2項第1号） <u>準用</u>	
共生型地域密着型通所介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録	<p>（基準省令第36条第2項第2号）<u>準用</u></p> <p>2 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>（第3条の18第2項）<u>準用</u></p> <p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（共生型地域密着型通所介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	保存期間の完結日（始期）は、サービス提供を行った月の翌々々月の1日
市町村への通知に係る記録	<p>（基準省令第36条第2項第3号）<u>準用</u></p> <p>3 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>（第3条の26）<u>準用</u></p> <p>第3条の26 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（共生型地域密着型通所介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>1 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（共生型地域密着型通所介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々月の1日
苦情の内容等の記録	<p>（基準省令第36条第2項第4号）<u>準用</u></p> <p>4 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>（第3条の36第2項）<u>準用</u></p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者）は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	
事故に関する記録	<p>（基準省令第36条第2項第5号）<u>準用</u></p> <p>5 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（第35条）<u>準用</u></p> <p>指定地域密着型通所介護事業者（共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者）は、利用者に対する指定地域密着型通所介護（共生型地域密着型通所介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者（共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者）は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	記録の作成日の属する月の翌月の1日
運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	<p>（基準省令第36条第2項第6号）<u>準用</u></p> <p>6 第34条第2項に規定する運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>（第34条）<u>準用</u></p> <p>指定地域密着型通所介護事業者（共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者）は、指定地域密着型通所介護（共生型地域密着型通所介護）の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所（共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業所）が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所（当該共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業所）が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者（共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者）は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	

留意事項

・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供に関する記録の保存の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

（例 1）（共生型）地域密着型通所介護計画



（例 2）共生型地域密着型通所介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録



（例 3）苦情の内容等の記録



記録の保存期間の取扱い

(平成30年5月作成)

「療養通所介護」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第40条の15

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
療養通所介護計画	（基準省令第40条の15第2項第1号）	
安全・サービス提供管理委員会における検討の結果についての記録	（基準省令第40条の15第2項第2号） 2 前条第2項に規定する検討の結果についての記録 （基準省令第40条の14第2項） 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。	保存期間の完結日（始期）は、サービス提供を行った月の翌々々月の1日
指定療養通所介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録	（基準省令第40条の15第2項第3号） 3 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第3条の18第2項) <u>※準用</u> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（ <u>指定療養通所介護事業者</u> ）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ <u>指定療養通所介護</u> ）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	
市町村への通知に係る記録	（基準省令第40条の15第2項第4号） 4 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (第3条の26) <u>※準用</u> 第3条の26 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（ <u>指定療養通所介護事業者</u> ）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ <u>指定療養通所介護</u> ）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正當な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ <u>指定療養通所介護</u> ）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々月の1日
苦情の内容等の記録	（基準省令第40条の15第2項第5号） 5 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第3条の36第2項) <u>※準用</u> 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（ <u>指定療養通所介護事業者</u> ）は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	
事故に関する記録	（基準省令第40条の15第2項第6号） 6 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第35条第2項) <u>※準用</u> 2 指定地域密着型通所介護事業者（ <u>指定療養通所介護事業者</u> ）は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	記録の作成日の属する月の翌月の1日
運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	（基準省令第40条の15第2項第7号） 7 次条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (第34条第2項) <u>※準用</u> 2 指定地域密着型通所介護事業者（ <u>指定療養通所介護事業者</u> ）は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	

留意事項

・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

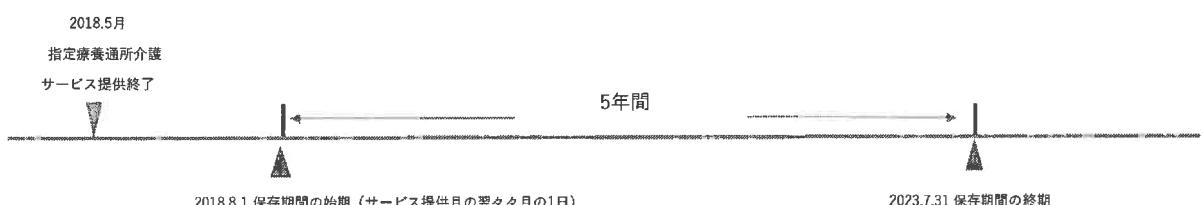
・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する記録の保存の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

（例 1）療養通所介護計画



（例 2）指定療養通所介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録



（例 3）苦情の内容等の記録



記録の保存期間の取扱い

(平成30年5月作成)

「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第60条第2項

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

※ 介護予防基準省令：指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第36号）

第40条第2項

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令、介護予防基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
認知症対応型通所介護計画 (介護予防認知症対応型通所介護計画)	(基準省令第60条第2項第1号) (介護予防基準省令第40条第2項第1号)	
指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）を提供した具体的なサービスの内容等の記録	(基準省令第60条第2項第2号) 2 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第3条の18第2項) <u>※準用</u> 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定認知症対応型通所介護事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定認知症対応型通所介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 (介護予防基準省令第40条第2項第2号) 2 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第21条第2項) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	保存期間の完結日（始期）は、サービス提供を行った月の翌々々月の1日
市町村への通知に係る記録	(基準省令第60条第2項第3号) 3 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (第3条の26) <u>※準用</u> 第3条の26 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定認知症対応型通所介護事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定認知症対応型通所介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正當な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定認知症対応型通所介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき (介護予防基準省令第40条第2項第3号) 3 第24条に規定する市町村への通知に係る記録 (第24条) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正當な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々月の1日
苦情の内容等の記録	(基準省令第60条第2項第4号) 4 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第3条の36第2項) <u>※準用</u> 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定認知症対応型通所介護事業者）は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 (介護予防基準省令第40条第2項第4号) 4 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第36条第2項) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない	記録の作成日の属する月の翌月の1日

種類	備考	完結日（始期）
事故に関する記録	<p>(基準省令第60条第2項第5号) 5 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第35条)※準用 2 指定地域密着型通所介護事業者(指定認知症対応型通所介護事業者)は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>(介護予防基準省令第40条第2項第5号) 5 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第37条第2項) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	記録の作成日の属する月の翌月の1日
運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	<p>(基準省令第60条第2項第6号) 6 次条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (第34条第2項)※準用 2 指定地域密着型通所介護事業者(指定認知症対応型通所介護事業者)は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>(介護予防基準省令第40条第2項第6号) 6 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (第39条第2項) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	

留意事項

・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

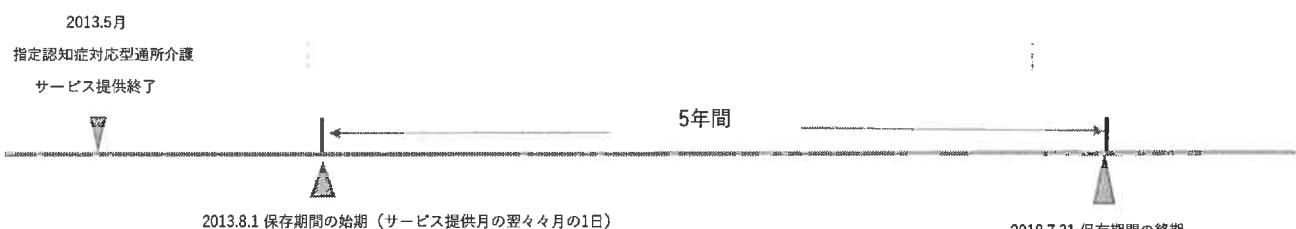
・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供に関する記録の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

（例1）認知症対応型通所介護計画（介護予防認知症対応型通所介護計画）



（例2）指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）を提供した具体的なサービスの内容等の記録



（例3）苦情の内容等の記録



「小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第87条第2項

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

※ 介護予防基準省令：指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第36号）

第63条第2項

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令、介護予防基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
居宅サービス計画 (指定介護予防サービス等の利用に係る計画)	(基準省令第87条第2項第1号) (介護予防基準省令第63条第2項第1号)	保存期間の完結日（始期）は、計画の目標期間の最終月の翌々々月の1日
小規模多機能型居宅介護計画 (介護予防小規模多機能型居宅介護計画)	(基準省令第87条第2項第2号) (介護予防基準省令第63条第2項第2号)	
指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を提供した具体的なサービスの内容等の記録	(基準省令第87条第2項第3号) 3 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第3条の18第2項) ※準用 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定小規模多機能型居宅介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 (介護予防基準省令第63条第2項第3号) 3 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第21条第2項) ※準用 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）は、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	保存期間の完結日（始期）は、サービス提供を行った月の翌々々月の1日
緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等における、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(基準省令第87条第2項第4号) 4 第73条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (第73条第6号) 6 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (介護予防基準省令第63条第2項第4号) 4 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (第53条第2項) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
市町村への通知に係る記録	(基準省令第87条第2項第5号) 5 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (第3条の26) ※準用 第3条の26 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定小規模多機能型居宅介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定小規模多機能型居宅介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき (介護予防基準省令第63条第2項第5号) 5 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録 (第24条) ※準用 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）は、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々月の1日

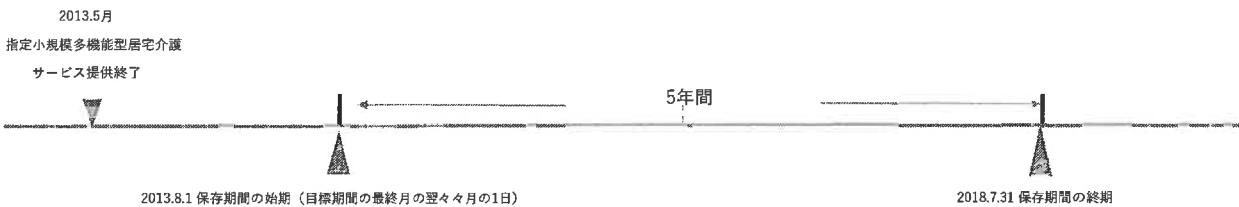
種類	備考	完結日（始期）
苦情の内容等の記録	<p>(基準省令第87条第2項第6号) 6 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第3条の36第2項) <u>※準用</u> 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>）は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>(介護予防基準省令第63条第2項第6号) 6 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第36条第2項) <u>※準用</u> 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者</u>）は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	
事故に関する記録	<p>(基準省令第87条第2項第7号) 7 次条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第3条の38第2項) <u>※準用</u> 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>）は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>(介護予防基準省令第63条第2項第7号) 7 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第37条第2項) <u>※準用</u> 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者</u>）は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	記録の作成日の属する月の翌月の1日
運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	<p>(基準省令第87条第2項第8号) 8 次条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (第34条第2項) <u>※準用</u> 2 指定地域密着型通所介護事業者（<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>）前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>(介護予防基準省令第63条第2項第8号) 8 次条において準用する第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (第39条第2項) <u>※準用</u> 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者</u>）は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	

留意事項

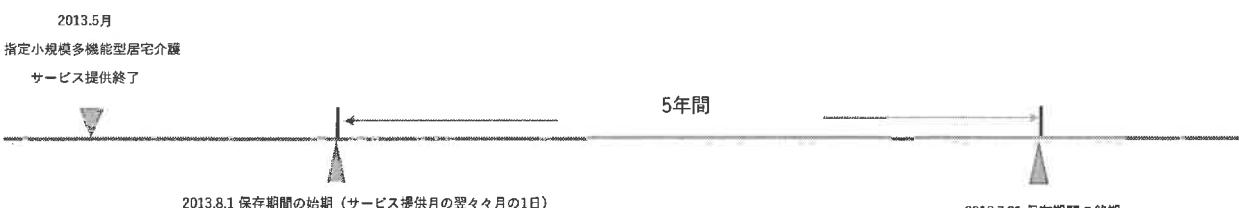
- ・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。
- ・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に関する記録の保存の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

（例1）居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画（指定介護予防サービス等の利用に係る計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画）



（例2）指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を提供した具体的なサービスの内容等の記録



（例3）苦情の内容等の記録



「看護小規模多機能型居宅介護」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第181条

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
居宅サービス計画	(基準省令第181条第2項第1号)	保存期間の完結日（始期）は、計画の目標期間の最終月の翌々々月の1日
看護小規模多機能型居宅介護計画	(基準省令第181条第2項第2号)	
緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等における、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(基準省令第181条第2項第3号) 3 第177条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (第177条第6号) 6 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々月の1日
市町村への通知に係る記録	(基準省令第181条第2項第7号) 7 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (第3条の26)※準用 第3条の26 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定看護小規模多機能型居宅介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正當な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定看護小規模多機能型居宅介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	
主治の医師による指示の文書	(基準省令第181条第2項第4号) 4 第178条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 (第178条第2項) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。	
看護小規模多機能型居宅介護報告書	(基準省令第181条第2項第5号) 5 第179条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書 (第179条第10項) 10 前条第4項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。 (第178条第4項)※準用 4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	保存期間の完結日（始期）は、サービス提供を行った月の翌々々月の1日
指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録	(基準省令第181条第2項第6号) 6 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第3条の18第2項)※準用 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定看護小規模多機能型居宅介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	

種類	備考	完結日(始期)
苦情の内容等の記録	(基準省令第181条第2項第8号) 8 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第3条の36第2項)※準用 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者)は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	
事故に関する記録	(基準省令第181条第2項第9号) 9 次条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第3条の38第2項)※準用 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者)は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	記録の作成日の属する月の翌月の1日
運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	(基準省令第181条第2項第10号) 8 次条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (第34条第2項)※準用 2 指定地域密着型通所介護事業者(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者)は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	

留意事項

・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

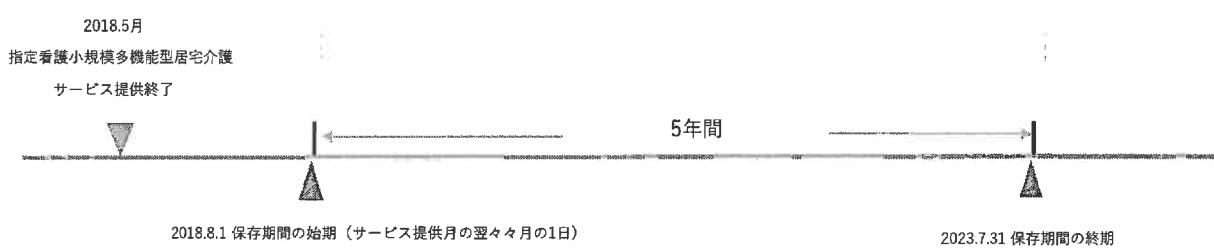
・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録の保存の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

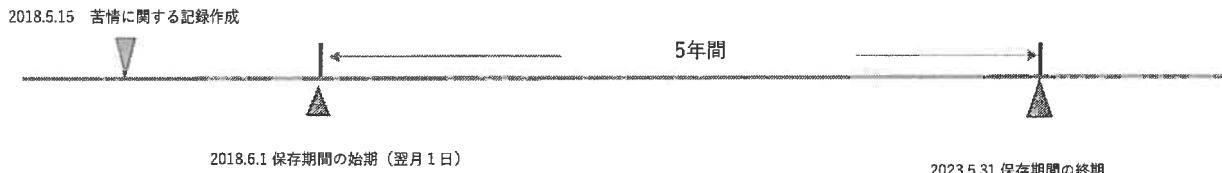
(例1) 居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画



(例2) 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録



(例3) 苦情の内容等の記録



記録の保存期間の取扱い

(平成30年5月作成)

「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第107条第2項

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

※ 介護予防基準省令：指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第36号）

第84条第2項

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令、介護予防基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
認知症対応型共同生活介護計画 (介護予防認知症対応型共同生活介護計画)	(基準省令第107条第2項第1号) (介護予防基準省令第84条第2項第1号)	
指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供した具体的なサービスの内容等の記録	(基準省令第107条第2項第2号) 2 第95条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第95条第2項) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 (介護予防基準省令第84条第2項第2号) 2 第75条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第75条第2項) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	保存期間の完結日 (始期)は、サービス提供を行った月の翌々々月の1日
緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等における、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(基準省令第107条第2項第3号) 3 第97条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (第97条第6項) 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (介護予防基準省令第84条第2項第3号) 3 第77条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (第77条第2項) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
市町村への通知に係る記録	(基準省令第107条第2項第4号) 4 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (第3条の26) <u>※準用</u> 第3条の26 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定認知症対応型共同生活介護事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定認知症対応型共同生活介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定認知症対応型共同生活介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき (介護予防基準省令第84条第2項第4号) 4 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録 (第24条) <u>※準用</u> 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者）は、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になつたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々月の1日

種類	備考	完結日(始期)
苦情の内容等の記録	<p>(基準省令第107条第2項第5号) 5 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第3条の36第2項) 準用</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 (指定認知症対応型共同生活介護事業者) は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>(介護予防基準省令第84条第2項第5号) 5 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第36条第2項) 準用</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者) は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない</p>	
事故に関する記録	<p>(基準省令第107条第2項第6号) 6 次条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第3条の38第2項) 準用</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 (指定認知症対応型共同生活介護事業者) は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>(介護予防基準省令第84条第2項第6号) 6 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第37条第2項) 準用</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者) は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	記録の作成日の属する月の翌月の1日
運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	<p>(基準省令第107条第2項第7号) 7 次条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (第34条第2項) 準用</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者 (指定認知症対応型共同生活介護事業者) は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>(介護予防基準省令第84条第2項第7号) 7 次条において準用する第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(第39条第2項) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者) は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	

留意事項

・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に関する記録の保存の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

（例1）認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画）

2013.5月

指定認知症対応型共同生活介護

サービス提供終了

5年間

2013.8.1 保存期間の始期（サービス提供月の翌々々月の1日）

2018.7.31 保存期間の終期

（例2）指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供した具体的なサービスの内容等の記録

2013.5月

指定認知症対応型共同生活介護

サービス提供終了

5年間

2013.8.1 保存期間の始期（サービス提供月の翌々々月の1日）

2018.7.31 保存期間の終期

（例3）苦情の内容等の記録

2013.5.15 苦情に関する記録作成

5年間

2013.6.1 保存期間の始期（翌月1日）

2018.5.31 保存期間の終期

記録の保存期間の取扱い

(平成30年5月作成)

「地域密着型特定施設入居者生活介護」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第128条

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
地域密着型特定施設サービス計画	（基準省令第128条第2項第1号）	
指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録	（基準省令第128条第2項第2号） 2 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第116条第2項) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	保存期間の完結日（始期）は、サービス提供を行った月の翌々々月の1日
緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等における、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	（基準省令第128条第2項第3号） 3 第118条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (第118条第5項) 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
市町村への通知に係る記録	（基準省令第128条第2項第5号） 5 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (第3条の26) <u>準用</u> 第3条の26 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護</u> ）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護</u> ）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々月の1日
指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合における業務の実施状況の結果等の記録	（基準省令第128条第2項第4号） 4 第126条第3項に規定する結果等の記録 (第126条第3項) 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。	記録の作成日の属する月の翌月の1日

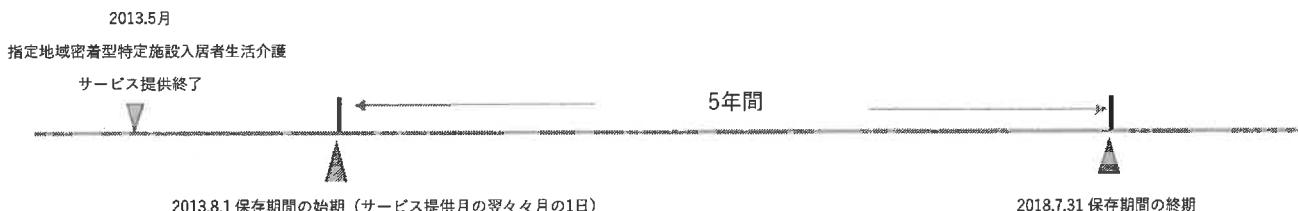
種類	備考	完結日（始期）
苦情の内容等の記録	<p>(基準省令第128条第2項第6号) 6 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第3条の36第2項) 準用 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者)は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	記録の作成日の属する月の翌月の1日
事故に関する記録	<p>(基準省令第128条第2項第7号) 7 次条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第3条の38第2項) 準用 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者)は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	
運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	<p>(基準省令第128条第2項第8号) 8 次条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (第34条第2項) 2 指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者)は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	

留意事項

- ・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。
- ・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する記録の保存の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

(例 1) 地域密着型特定施設サービス計画



(例 2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録



(例 3) 苦情の内容等の記録



記録の保存期間の取扱い

(平成30年5月作成)

「地域密着型介護老人福祉施設」

1. 田辺市基準（田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む）

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（抄）

（記録の保存期間）

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）

第156条

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

※ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設については基準省令第169条において準用。

2. 基準省令に規定する記録の種類別の取り扱い

種類	備考	完結日（始期）
地域密着型施設サービス計画	（基準省令第156条第2項第1号）	
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録	<p>（基準省令第156条第2項第2号） ※…ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において読み替え 2 第135条第2項（※第169条において準用する第135条第2項）に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (第135条第2項) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p>	保存期間の完結日（始期）は、サービス提供を行った月の翌々々月の1日
緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等における、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	<p>（基準省令第156条第2項第3号） ※…ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において読み替え 3 第137条第5項（※第162条第7項）に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (第137条第5項) 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない (第162条第7項) 7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々月の1日
市町村への通知に係る記録	<p>（基準省令第156条第2項第4号） ※…ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において読み替え 4 次条（※第169条）において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (第3条の26) 準用 第3条の26 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設）は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 1 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	

種類	備考	完結日（始期）
苦情の内容等の記録	<p>(基準省令第156条第2項第5号) ※…ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において読み替え 5 次条（※第169条）において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (第3条の36第2項) ※準用 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設）は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	記録の作成日の属する月の翌月の1日
事故に関する記録	<p>(基準省令第156条第2項第6号) ※…ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において読み替え 6 前条第3項（※第169条において準用する前条第3項）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (第155条第3項) 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	
運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	<p>(基準省令第156条第2項第7号) 7 次条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (第34条第2項) ※準用 2 指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設）は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	

留意事項

・基準省令の解釈通知【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）】の対応箇所もご確認ください。対応箇所で保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

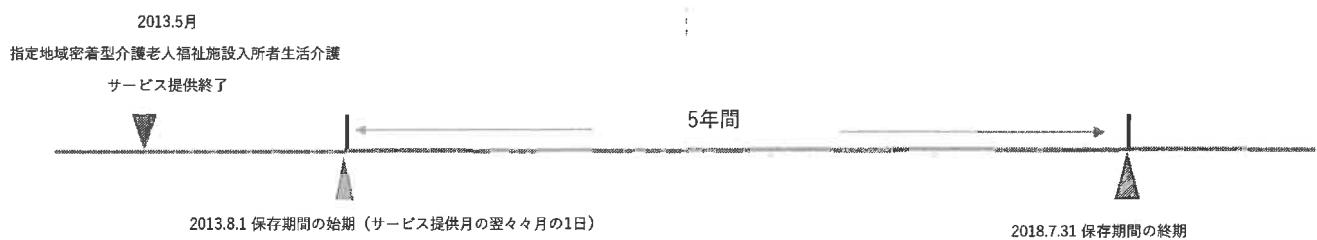
・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する記録の保存の取り扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

（例1）地域密着型施設サービス計画



（例2）指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した具体的なサービスの内容等の記録



（例3）苦情の内容等の記録

